

外国人の受講資格についてのお知らせ

外国人の受講資格について見直しを行いました。11月の講習より適用する事とします。
申込時には在留カードの写しと該当する合格証の写しが必要です。

■ 技能講習・石綿含有建材調査者講習の場合

- ① 特定技能検定 2号 — 在留カードに記載あり
- ② 日本語能力検定 N2 以上 — 合格証の写しの提出が必要
- ③ 在留カードの在留資格が「人文知識」

①②③のいずれかに該当すれば受講可能

(注) 試験問題は日本語です。
ふりがなは希望があればふりますので、申込時にお知らせください。

■ 特別教育、その他の教育の場合

- ① 日本語能力検定N3 以上 — 合格証の写しの提出が必要
- ② 在留カードの在留資格が「人文知識」

①または②に該当すれば受講可能